

1 1 島根県立大学人間文化学部他の大学等における履修等に関する規程

平成30年4月1日制定
島根県立大学規程第163号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第33条及び第34条に規定する他の大学等（以下「他大学等」という。）における授業科目の履修等並びに修得単位等の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目等の履修等の許可)

第2条 他大学等における授業科目の履修等（学則第25条に規定する留学を除く。）については、次に掲げる要件を満たす場合に、教務委員会及び教授会の議を経て学長が許可する。

- (1) 履修しようとしている他大学等の授業科目の内容等が、本学の教育目的に照らし有益と認められること。
 - (2) 学生が、履修しようとしている他大学等の授業科目の単位等を取得できる身分を有する者であること。
 - (3) 学生が、本学に6か月以上在籍している者であること。
- 2 他大学等と本学が、単位等の互換に関して協定書等を締結している場合にあっては、前項の規定にかかわらず、授業科目の履修等について許可することができる。

(履修等の申請)

第3条 他大学等における授業科目の履修等について許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて他大学等における履修等願（様式第1号）を、学長に提出しなければならない。

- (1) 他大学等での身分及び単位等の取得可能性を示すもの
 - (2) 他大学等の学校案内及び授業科目等の内容がわかるもの
 - (3) 他大学等において履修等を行なう予定の授業科目等を記載した履修等計画書
- 2 他大学等と本学が、単位等の互換に関して協定書等を締結している場合にあっては、前項の規定にかかわらず、申請手続についてはその協定書等による。

(修得単位等の認定申請)

第4条 第2条、学則第25条、学則第33条及び学則第34条の規定に基づき学長の許可を受けた者が、他大学等での修得単位等の単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる申請書類を、事務室教務学生課に提出しなければならない。

- (1) 修得単位等認定申請書（様式第2号）
- (2) 成績証明書
- (3) 講義等の概要

(単位の認定)

第5条 修得単位等は、30単位（学則第25条に規定する留学の場合は40単位。学則第25条により許可を得た1年を超える留学の場合にあっては60単位）を上限として、次の各号に掲げる方法により、本学の単位として認定する。

- (1) 修得単位等が、本学の開設科目と単位数が同等以上で、同一名称又は内容に類似性があり本学の開設科目に読み替えが可能なものについては、本学の成績評価に換算し、学則別表1に定める単位数で認定する。
 - (2) 修得単位等が、本学の開設科目と単位等の数が同等以上で、本学で履修したのと同程度の内容を有するものについては、修得単位等の名称はそのままに、前号と同様の方法により、学則別表1に掲げる選択科目として単位を認定する。
 - (3) 修得単位等が、本学の開設科目と単位数が同等以上で、前二号に掲げる方法により認定できない場合は、学則別表1に掲げる選択科目として単位を認定する。
- 2 修得単位等の数が、本学の開設授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。ただし、修得単位等の数が満たないものであっても、複数の修得単位等を併せた内容が、本学で履修したのと同程度の内容を有し、

本学の単一の開設科目に読み替えが可能な場合に限り、単位を認定することができる。ただし、この場合は、学則第31条の規程にかかわらず、単位数のみの認定とする。

- 3 外国の大学及び短期大学で取得した修得単位については、第1項第1号及び第2号に掲げる方法により認定できない場合であっても、16単位を上限として包括して認定することができる。ただし、この場合は学則第31条の規定にかかわらず、単位数のみの認定とする。
- 4 本学と他大学等が、第2条第2項に規定する協定書等、又は島根県立大学人間文化学部留学規程第2条第2項に規定する協定書等を締結している場合には、前3項の規定に関わらず、単位の認定については、その協定書等の定めるところによる。

(認定機関)

第6条 単位の認定は、該当する授業科目の関係教員の判定に基づき、教務委員会の議を経て教授会が行う。

- 2 教務委員会は申請に係る他大学等における修得単位等について、申請者である学生からその内容及び修得の状況を確認することができる。

(認定結果の通知)

第7条 学長は、単位の認定結果を、その都度申請者に通知するものとする。

(履修登録の抹消)

第8条 前条の規定に基づき単位の認定を受けた者は、認定を受けた科目について、すでに履修登録を行っていた場合は、ただちに履修登録の抹消を行わなければならない。

- 2 前項に規定する履修登録の抹消を行なう場合は、履修登録抹消申請書(様式第3号)を事務室教務学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

他大学等における履修願

島根県立大学長 様

学籍番号
学科名等
氏 名

年次生

下記のとおり他の大学等で授業科目の履修等を行ないたいので、許可願いたく申請します。

記

- 1 履修を行なう学校名等
- 2 学校等の所在地
- 3 履修を行なう期間

修得単位等認定申請書

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
学科名等
氏 名

年次生

学修、修得した下記の単位等について、学科の授業科目の単位として認定していただきたいので、関係書類を添えて申請します。
記

| | | | | | |
|------|-----------|-----------------------------|--|-------|----------|
| 修得区分 | 大学・短大・その他 | 学校・学部学科の名称 専門学校・検定機関等の名称 | | 在籍期間等 | 年 月～ 年 月 |
|------|-----------|-----------------------------|--|-------|----------|

| 単位の認定を受けようとする授業科目 | | | 他大学等で修得した単位、特定学修、既修得単位等又は外国通信学修の内容・単位数等 | | | |
|-------------------|-------|-----|---|-----------------|------|-------------|
| 番号 | 授業科目名 | 単位数 | 授業科目名等 | 単位数等 (授業時間数) | 成績評価 | 授業内容・取得年月日等 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 添付書類 (1) 成績証明書（短期大学、大学、専門学校、検定機関等が発行した履修、学修、修得単位、成績評価を証明する書類）
(2) 講義等の概要（授業の内容、授業時間数又は単位数、検定の内容などが分かる書類（複写可））

